

業庫第26号

平成27年3月20日

代理店引受金融機関本部

代 理 店 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

森林保険特別会計の廃止および年金特別会計の
所管庁の変更に伴う事務取扱について

国庫金関係事務につきましては、平素格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年4月1日をもって森林保険特別会計が廃止されるほか、年金特別会計の所管が「厚生労働省（所管コード：6118）」から「内閣府及び厚生労働省（同：6375）」に変更されます。

本件実施に伴う規程改正通知につきましては、関係省令の公布を受けて発出する予定としておりますが、現在のところ省令公布は3月末頃となる見通しです。

つきましては、平成27年4月1日以後に収納した森林保険特別会計および年金特別会計の事務取扱について、予め関係官庁と調整済みの内容をまとめましたので、下記のとおりお取扱い頂きたくご連絡いたします。

お手数をお掛けいたしますが、何卒、よろしくお願い申し上げます。

記

I 森林保険特別会計にかかる取扱い（会計の廃止）

1. 国庫金の受払、計算整理等

森林保険特別会計の平成26年度分にかかる国庫金の受払、計算整理（証券等の整理保管を含む。）および諸報告については、平成27年4月1日以後もなお従前のとおり取扱って下さい。

2. 歳入金の取扱い

平成27年4月1日以後、森林保険特別会計にかかる納入告知書等により歳入金の納付を受けた場合には、納入告知書等に記載のとおり集計表を作成して下さい。

3. 返納金にかかる受入期限後における歳入組入れ

森林保険特別会計にかかる返納金戻入れまたは預託金返納金を、同会計の平成26年度の返納金受入期限（平成27年4月30日）後に受入れた場合には、「年度」を納付を受けた日の属する年度、「会計」を受入書類に記載のと通りの会計の歳入金として集計表を作成して下さい。

II 年金特別会計にかかる取扱い（所管の変更）

1. 旧書式の使用に関する措置

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」参考書式第4号（15）、同4号（23）、同4号（24）、同4号（25）、同4号（26）、同5号（6）、同5号（20）、同5号（21）、同5号（24）、同7号の2および同7号の3は、平成27年4月1日以後、年金特別会計の所管の変更により書式が改正されますが、当分の間、改正前の書式の使用が可能となっております。

— 書式に記載されている所管や勘定の名称が変更になるだけで、帳票の様式（フォーマット）には変更はありません。

2. 歳入金の取扱い

(1) 平成27年度以降分の年金特別会計の納入告知書等は、当分の間、所管を「内閣府及び厚生労働省(6375)」とした書式のほか、「厚生労働省(6118)」とした現行の書式も併用されます。このため、受入証票を取りまとめる際に、新旧の所管の納入告知書等が混在することになりますが、集計表は新旧の所管別に区分して作成する必要はありません(年度<両年度整理期間中のみ>、会計、取扱庁別に区分して作成することで差支えありません。)

— 年金特別会計の会計番号(0343)に変更はありません。

(2) 平成27年度以降分の年金特別会計の歳入金等受入報告表(口座振替納付分として振替金融機関が提出)は、当分の間、所管を「厚生労働省(6118)」としたものについても、そのまま処理していただいて差支えありません(振替金融機関が自行庫において機械作成している場合も同様)。

3. 歳入金への振替にかかる取扱い

(1) 年金特別会計の平成26年度歳入金を受入科目とする国庫金振替書の提出を受けたとき、統合国庫記帳システムへの入力時に受入科目(平成26年度厚生労働省所管年金特別会計(取扱庁))を選択する必要があります。

しかしながら、平成27年4月1日以降、同システムの仕様上、平成26年度の同特別会計の取扱庁にかかる所管は、本来の「厚生労働省」ではなく「内閣府及び厚生労働省」と表示されますので、そのまま選択して下さい。

このとき、同システムから出力される振替済通知書および歳入金等一覧(受入明細)には、「内閣府及び厚生労働省」が所管として表示されますが、訂正することなく使用して差支えありません。

— 官庁に送付する振替済通知書は、訂正不要として差支えない旨、厚生労働省の了解を得ております。

(2) 1. のとおり年金特別会計にかかる納入告知書等については、当分の間、改正前の書式（所管を「厚生労働省」と表示）が併用されますので、出納官吏等が国庫金振替書により平成27年度年金特別会計にかかる歳入金を納付する際に、所管に「厚生労働省」の表示のある納入告知書等を添付することがあります。

本件に関しましては、財務省を通じて各省庁等の会計事務担当者あてに、国庫金振替書の受入科目欄には、添付する納入告知書等の所管にかかわらず、平成27年度以降分は新しい所管（内閣府及び厚生労働省）を記載する扱いに統一するよう通知しています。

つきましては、財務省の通知と異なり国庫金振替書の受入科目欄が平成27年度以降分の年金特別会計歳入金であるにもかかわらず所管に「厚生労働省」と表示されている国庫金振替書の提出を受けた場合には、「内閣府及び厚生労働省」に訂正するよう依頼して下さい。

以 上

(本件に関する照会先) 業務局総務課国庫業務企画グループ 松本、塚本 (電話) 03-3279-1111 (代表) (内線) 6111、6072
--